議第５９号

呉市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

呉市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成２７年呉市条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第１条　この条例は，地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第６条第１項の規定に基づき，地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成１９年法律第４０号。以下「法」という。）第４条第６項の同意を得た同条第１項に規定する基本計画に定められた同条第２項第１号に規定する促進区域内において，その同意の日（以下「同意日」という。）から起算して５年以内に，法第１４条第２項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業（法第２４条の規定により主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第２５条の地方公共団体等を定める省令（平成１９年総務省令第９４号。以下「省令」という。）第２条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者に係る固定資産税の課税について呉市税条例（昭和２５年呉市条例第３３号）の特例を定め，もって地域経済牽引事業を促進し，地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は，地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第６条第１項の規定に基づき，地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成１９年法律第４０号。以下「法」という。）第４条第６項の同意を得た同条第１項に規定する基本計画に定められた同条第２項第１号に規定する促進区域内において，その同意の日（以下「同意日」という。）から起算して５年以内に，法第１４条第２項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業（法第２５条の規定により主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第２６条の地方公共団体等を定める省令（平成１９年総務省令第９４号。以下「省令」という。）第２条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者に係る固定資産税の課税について呉市税条例（昭和２５年呉市条例第３３号）の特例を定め，もって地域経済牽引事業を促進し，地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的とする。
（課税免除の申告等） 第３条　前条の規定による固定資産税の課税	（課税免除の申告等） 第３条　前条の規定による固定資産税の課税

免除（以下「課税免除」という。）の適用を受けようとする者は，申告書２部に次に掲げる書類を添えて，初年度の初日の属する年の１月３１日までに市長に提出しなければならない。 (1)　略 (2)　法第２４条の規定により主務大臣の確認を受けたことを証する書類の写し (3)～(6)　略	免除（以下「課税免除」という。）の適用を受けようとする者は，申告書２部に次に掲げる書類を添えて，初年度の初日の属する年の１月３１日までに市長に提出しなければならない。 (1)　略 (2)　法第２５条の規定により主務大臣の確認を受けたことを証する書類の写し (3)～(6)　略
２・３　略	２・３　略

付　則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の一部改正に伴い，所要の規定の整理をするため，この条例案を提出する。